

## 第8回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月27日（火）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

7. 会議の概要

議長

ただ今から、第8回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、15番 牧田 日出男委員、16番 金曾 浩文 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年1月30日の第7回総会以降で、報告していない業務について報告いたします。

### 農業委員会業務報告

#### 1. 会議関係について

(1) 2月 5日(月) 尾田地区交換分合推進委員会

役場2階中会議室 推進委員8名出席

(2) 2月8～9日(木～金) 南十勝農業委員等研修会

十勝川温泉第一ホテル 全員出席

(3) 2月13日(火) 大樹町都市計画審議会

役場4階委員会室 会長出席

(4) 2月15日(木) 農業委員会OB会総会

だいじゅ園 会長出席

(5) 2月16日(金) 農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議

中札内村農産物加工処理施設 会長・代理・局長出席

(6) 2月16日(金) 十勝農業委員会連合会 第5回役員会

帯広市 インザスイート 会長出席

(7) 2月20日(火) 南十勝農業後継者担い手対策研修会

更別村社会福祉センター 17名出席

(8) 2月21日(水) 第1班 班会議 5条転用～2件

役場2階中会議室 5名出席

#### 2. 委員の委嘱について

(1) 大樹町農地等交換分合事業(尾田地区)推進委員会委員

任期 平成30年3月1日～平成32年3月31日(前任者の残任期間)

地区推進委員 志民 陽一 氏 辞任 尾田農事組合

竹内 稔 氏 新規 尾田農事組合

専門推進委員 竹内 稔 氏 辞任 農業委員

原口 武実 氏 新規 農業委員会会長職務代理

大樹町農地等交換分合事業推進委員会設置条例による委嘱  
3月5日から行われる定例町議会において報告  
以上で業務報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。  
日程第2、議案第6号、農地法第5条の規定による許可についての件を  
議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長

議案第6号、農地法第5条の規定による許可について、提案説明を申し上げ  
ます。  
今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は2件  
でございます。内容は、イベント会場と駐車場としての一時転用が2件で  
す。  
その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますので、ご  
審議方よろしくお願い致します。  
以上で説明を終ります。

議長

それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めま  
す。

笹田係長

議案第6号、農地法第5条の規定による許可について、説明いたしま  
す。1番と2番は関連しているため合わせてご説明させていただきます。

番号1号

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計5筆

台帳地目 畑 (一部山林・牧場) 現況地目 畑

面積 計28,464㎡

目的 (イベント) に伴う有料見学場及び駐車場の設営のための一時転用

時期及び利用権設定等の種類

許可の日から平成30年12月31日 賃借権の設定

計画内容

駐車場 工作物面積 12, 106㎡ 所要面積 12, 106㎡  
見学場他 工作物面積 16, 358㎡ 所要面積 16, 358㎡  
合計所要面積 28, 464㎡

番号2番

貸主 (地区) (氏名)・(氏名) (共有名義)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 8, 215㎡

目的 (イベント)に伴う有料見学場及び駐車場の設営のための一時転用  
時期及び利用権設定等の種類

許可の日から平成30年12月31日 賃借権の設定

計画内容

駐車場 工作物面積 8, 215㎡ 所要面積 8, 215㎡

今回申請のありました5条申請は2件であります。共有名義の農地と  
単独名義の農地が混在している場合は、転用申請を別々に行う必要があっ  
たため、実質同一の案件となります。

期間について、平成30年12月31日となっておりますが、実際の事  
業期間は4月28日から30日までに行いたいと伺っておりますが、飛行  
機や漁業の関係で予定よりも延びる可能性がある、とのことで転用期間は  
長く設定しております。

転用基準の区分ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっ  
ておりますが、一時転用のため用途変更の手続きは不要となっております。

この案件は農地法施行令第11条第1項第1号にあります、仮設工作物  
の設置その他一時的な利用に供するために行うもので農業振興地域整備計  
画の達成に支障を及ぼさない場合に許可できる案件となります。チェック  
リスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

また、農業以外の一時転用のため、申請面積に関わらず北海道農業会議  
の常設審議委員会に意見を求める案件です。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より、調査報告を求めます。

番号1番から2番について、第1班班長 宮嶋 敏男 委員報告願います。

4番

議案第6号、1番から2番について併せて報告いたします。

宮嶋委員

本来でありましたら、積雪により現地調査を行わないこととしています

が、期日が迫っていることもあり、申請地の状況を確認できるよう除雪することを条件として、現地調査を行っております。

本案件は（イベント）に伴う有料見学場及び駐車場の設営に伴う一時転用です。（イベント）場所の関係から他の代替地もなく、営農には支障は及ぼさないことを耕作者から聞き取りを行い確認しました。一時転用の許可の基準を満たしており、町の振興にもつながることから許可することはやむを得ないと班では判断しました。

また、イベントが終了したら農地として復元する事を約束しています。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第6号、番号1番から2番の農地法第5条の規定による許  
可についての件を採決いたします。  
本案について、許可相当として北海道農業会議に意見を聴取すること、  
並びに農業委員会会長の専決処分で、ご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
日程第3、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長

議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集  
積計画の決定について、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は5件でござい  
ます。内容は、賃貸借の設定が5件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、  
ご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、1番から3番について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計6筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計175,909㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年3月1日 終期 平成33年2月28日 3年間

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計8筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計139,315㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年3月1日 終期 平成33年2月28日 3年間

金額 10a当り4,500円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計7筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計186,079㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年3月1日 終期 平成33年2月28日 3年間

金額 10a当り4,500円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号1番から3番の件については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第7号、番号1番から3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。

それでは、番号4番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

それでは、ご説明いたします。

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計55,969㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年3月1日 終期 平成32年2月28日 2年間

金額 10a当り4,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計7筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計181,030㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年3月1日 終期 平成40年2月28日 10年間

金額 10a当り5,700円 毎年12月20日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されており、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長代理

内容の説明が終わりました。

番号4番から5番の件については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)



議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第7号、番号4番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩致します。

議長

再開いたします。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、3月23日、金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもって、第8回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 2月27日

会 長 金 曾 浩 文

委員(15番) 救 田 日 出 男

委員(16番) 金 曾 浩 文